

みかん農家の皆様へ

海南市職員が みかん農家をお手伝いします

援農制度

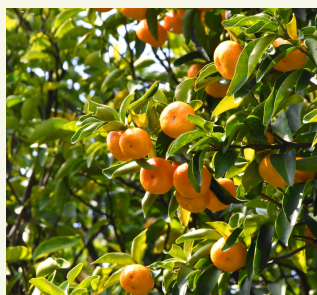
本市では、基幹産業の一つである「みかん産業」における従事者の高齢化や人手不足、後継者不足等の課題に対し、地域貢献活動の一環として、農業の振興を図る活動（援農）を職務外に報酬を得て参加できることになりました。

みかん繁忙期等の収穫や運搬作業等で市職員のお手伝いを希望する場合は、是非ご活用ください。

ご利用については、下記をご覧ください。

利用方法

- ・ JAグループ和歌山農業求人サイト等へ登録をお願いします。
※市職員に直接依頼することもできますが、市から斡旋は致しません。
- ・ 市職員の従事可能時間は週8時間かつ月30時間以内です。
- ・ 活動中の事故等に対応するため、労災保険若しくは傷害保険等への加入をお願いします。



【お問い合わせ】

● 援農制度について

海南市 まちづくり部 産業振興課

海南市南赤坂11

TEL：073-483-8464 FAX：073-483-8466

● JAグループ和歌山農業求人サイトについて

ながみね農業協同組合 経済部 営農販売課

海南市大野中718-1

TEL：073-483-0945 FAX：073-484-2506